

	種類	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	16(水)～ 17(木)			15(火)～ 16(水)			9(木)～ 10(金)			15(木)～ 16(金)		
	● 地山の掘削及び 土止め支保工			25(水)～ 27(金)			10(水)～ 12(金)			3(水)～ 5(金)			
	型枠支保工の 組立て等			10(火)～ 11(水)						11(木)～ 12(金)			
	建築物の鉄骨の 組立て等			18(水)～ 19(木)								12(木)～ 13(金)	
	木造建築物の 組立て等				24(木)～ 25(金)							3(火)～ 4(水)	
	● 石綿	21(月)～ 22(火)			17(木)～ 18(金)		8(月)～ 9(火)			8(月)～ 9(火)			
	● 特定化学物質及び 四アルキル鉛等							7(火)～ 8(水)					
	● 金属アーク等 作業主任者限定			16(月)				21(火)				10(火)	
技能講習	● 車両系建設機械 (整地等)運転							15(水)～ 17(金)					
	● 高所作業車運転			12(木)～ 13(金)				29(水)～ 30(木)					9(月)～ 10(火)
	● 小型移動式 クレーン運転		12(月)～ 14(水)					22(水)～ 24(金)				18(水)～ 20(金)	
	● 玉掛け	9(水)～ 11(金)					24(水)～ 26(金)				27(火)～ 29(木)		
特別教育	● 足場の組立て等 特別教育(6時間)				11(金)				27(木)				4(水)
	● 小型車両系建設機械 運転特別教育			5(木)～ 6(金)								5(木)～ 6(金)	
	● フルハート型安全帯使用 作業特別教育(6H)	4(金)				7(木)				2(火)		27(金)	
	● 石綿取扱い作業 従事者特別教育	8(火)							20(木)				
その他の教育	職長・安全衛生 責任者教育		8(木)～ 9(金)		9(水)～ 10(木)		18(木)～ 19(金)		17(月)～ 18(火)		20(火)～ 21(水)		5(木)～ 6(金)
	職長・安全衛生責任者 能力向上教育			17(火)						10(水)			
	● 足場の組立て等作業 主任者能力向上教育			3(火)				28(火)			23(金)		
	● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	23(水)				8(金)				17(水)			
	● 振動工具取扱い 作業従事者教育								21(金)				
	● 熱中症予防指導員 ・ 管理者研修			4(水) 30(月)	4(金)	1(金) 8(金)							
	建設業における 化学物質管理者講習			23(月)		20(水)			26(水)				
大臣告示に 基づく教育	● 建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)	24(木)～ 25(金)				25(月)～ 26(火)			10(月)～ 11(火)			24(火)～ 25(水)	
	建築物石綿含有建材 調査者講習 修了審査再受験	※日程が決まり次第HP等でお知らせいたします											

※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)に登録手続きをしました。

- ・開始時間につきましては、各講習・教育ごとに異なりますので、受講申し込みの際にご案内いたします。
 - ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますがご了承ください。
 - ・記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までお問合せください。
- なお、委託講習のご依頼は、希望する日程の2か月前までにお願いいたします。

群馬労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会群馬県支部

〒371-0846

前橋市元総社町二丁目5番地3

TEL : 027-252-1669 FAX : 027-253-1776

URL <https://www.kensaibou-gunma.ne.jp>

E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp



建災防群馬県支部

検索



－ 受講手続きについて －

【申込方法】 ※随時受付中 電話での事前予約は行っておりません。

【窓口】	・申込書・必要な証明書・受講費用・写真2枚を添えて、直接建災防窓口へ申込み ・受講費用のみお支払いの場合、5日以内に申込書・必要な証明書・受講費用・写真2枚を持参または郵送 ↓ 受講券・時間割・領収証等をその場でお渡しまたは郵送します。 ＜受付場所＞ 建設業労働災害防止協会群馬県支部 群馬建設会館1階 ＜受付時間＞ 月曜日～金曜日（土・日・祝日は除く） 8:30～17:00
【郵送】	※郵便局で「払込取扱票」に記入し、ATM若しくは窓口にて払込みをお願いします。 ※払込手数料はご負担ください。 郵便振替口座：00540-7-13919 加入者名：ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイガンマケンシブ建設業労働災害防止協会群馬県支部 通信欄：受講日、講習名、会社名、受講者氏名（複数名いる場合は全員）、会社の住所、電話番号を必ず明記してください。 （※領収証の宛名が会社名以外を希望する場合、その宛名を記入） 受講費用を上記郵便振替口座へ払込み後、5日以内に申込書・必要な証明書・払込受領証(写)・写真2枚を郵送 ↓ 受講券・時間割・領収証等を郵送します。

【必要な書類】

- ①**申込書** ☆ホームページよりダウンロードできます。
- ・経験年数等の証明は事業主証明欄に、**会社で登録されている代表者印を押印し、経験年数等を証明してください。（押印漏れは書類不備となり、受付出来ません。）**
 - ・事業主証明欄の経験期間・経験年数の訂正は代表者印を押印し、訂正してください。
 - ・必要事項の訂正について・・・修正液、修正テープは使用しないでください。
- ②**証明写真 2枚（縦 3.0cm × 横 2.4cm）** ……写真例をご参考ください。
- ・カラーコピーは不可。
 - ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。
- ③**本人確認書類** 氏名・生年月日を公的に証明する書類(下記のいずれか)
- ・自動車運転免許証〈写〉・住民票〈写し可：マイナンバーの記載のないもの〉・健康保険証〈写〉
 - ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等〈写〉・官公庁発行の各種免許等〈写〉
 - ・外国籍の方は在留カード〈写〉(有効期限内のもの)及び「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」
- ④**各種添付証明書**(※科目免除がある場合等必要に応じて添付してください。)
- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
 - ・「一人親方等経験の証明」 → 作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元請事業者、同僚等による第三者2名以上の証明が必要です。

<写真例>



【申込前の確認事項】

- ◎申込受付後の受講日の**変更・取消し**はできません。（受講者の変更は可能です。）
- ◎一旦、お支払い・払込みされた受講費用は返金いたしません。
- ◎受講費用のみお支払い・払込みをされた場合、**5日以内に申込書等必要書類**をご持参またはご郵送ください。

<<各種受講費用・受講対象者一覧表>>

○作業主任者技能講習

講 習 名 群馬労働局長登録番号・登録満了日	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 対 象 者
☆ 足場の組立て等 第10号 令和11年3月30日	13,500	1,350	1,750	175	16,775	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築、造船に関する学科を卒業し、その後足場の組立て等作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
● 地山の掘削及び ☆ 土止め支保工 第149号 令和11年3月30日	16,500	1,650	2,700	270	21,120	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築又は農業土木に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
☆ 型枠支保工の組立て等 第11号 令和11年3月30日	13,500	1,350	2,050	205	17,105	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者 ①当該作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で土木、建築に関する学科を卒業し、その後当該作業を2年以上行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
☆ 建築物等の鉄骨の組立て等 第103号 令和11年3月30日	13,500	1,350	1,950	195	16,995	
☆ 木造建築物の組立て等 第74号 令和11年3月30日	13,500	1,350	1,650	165	16,665	
● 石 綿 ☆ 第148号 令和11年3月30日	12,500	1,250	1,850	185	15,785	①満18歳以上の者
● 特定化学物質及び ☆ 四アルキル鉛等 第195号 令和11年3月30日	14,000	1,400	1,800	180	17,380	①満18歳以上の者
金属アーク溶接等 ● 作業主任者限定 第206号 令和11年2月13日	11,500	1,150	1,650	165	14,465	①満18歳以上の者

○技能講習

講 習 名 (区分等) 群馬労働局長登録番号・登録満了日		受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 対 象 者
● 車両系建設機械(整地等)運転 ☆ 《機体重量が3t以上》 第60号 令和11年3月30日		45,000	4,500	1,750	175	51,425	①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)
● 高所作業車運転 ☆ 《作業床の高さが10m以上》 第92号 令和11年3月30日	A	42,500	4,250	1,950	195	48,895	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者 (※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)運転、同(解体用)運転、同(基礎工事用)運転、フォークリフト運転、ショベルローダー等運転、不整地運搬車運転いずれかの技能講習を修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B	40,500	4,050	1,950	195	46,695	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
● 小型移動式クレーン運転 ☆ 《つり上げ荷重が1t以上5t未満》 第90号 令和11年3月30日	A	36,500	3,650	1,550	155	41,855	①満18歳以上の者
	B	34,500	3,450	1,550	155	39,655	①玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習修了者 クレーン・デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許所有者 (※①技能講習修了証、運転士免許証の写しを添付)
● 玉掛け ☆ 《つり上げ荷重が1t以上のクレーンでの玉掛け作業》 第50号 令和11年3月30日	A	24,000	2,400	1,550	155	28,105	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験有する者
	B	23,000	2,300	1,550	155	27,005	①玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

≪各種受講費用・受講対象者一覧表≫

○特別教育・その他の教育

名 称	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 対 象 者
● 足場の組立て等特別教育 ☆ (6時間)	10,500	1,050	850	85	12,485	・満18歳以上の者
● 小型車両系建設機械 ☆ (整地等)運転特別教育	18,500	1,850	1,100	110	21,560	・満18歳以上の者
● フルハーネス型安全帯使用 ☆ 作業特別教育(6時間)	10,500	1,050	850	85	12,485	・満18歳以上の者
● 石綿取扱い作業従事者 ☆ 特別教育	10,000	1,000	900	90	11,990	・満18歳以上の者
職長・安全衛生責任者教育	14,500	1,450	2,150	215	18,315	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者 又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	11,500	1,150	1,050	105	13,805	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
● 足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	11,500	1,150	1,650	165	14,465	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	8,500	850	1,650	165	11,165	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
● 振動工具取扱い作業従事者 教育	9,000	900	1,300	130	11,330	・満18歳以上の者
● 建設業等における熱中症 予防指導員・管理者研修	7,500	750	2,200	220	10,670	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、 施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防の ための指導・教育を行う者
建設業における化学物質 管理者講習	11,500	1,150	1,750	175	14,575	・化学物質を取り扱う建設業の事業場における化学物質管 理者及び選任予定の者

○大臣告示に基づく教育

教 育 名 称 群馬労働局長登録番号・登録満了日	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 資 格
● 建築物石綿含有建材 調査者講習(一般) 第1号 令和8年8月24日	40,000	4,000	4,700	470	49,170	・受講資格(1)～(12)に該当する者 ※ホームページ又は申込書をご参照ください。

名 称	受験料	消費税			受験費用	受 験 資 格
建築物石綿含有建材 調査者講習(一般) 修了考査再受験	5,000	500			5,500	・建災防群馬県支部で実施した「建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)」を受講し、修了考査が不合格となった者 〔※当支部発行の受講証明書の写しを添付 〔他機関・他道府県支部発行の受講証明書は不可〕 受講証明書の有効期限内であること〕

●印はCPDS対象の講習です。

※CPDSとは、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度です。

☆印は、人材開発支援助成金の対象です。(作業主任者、技能講習、指定の特別教育)

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) または群馬労働局職業対策課へお問い合わせください。

群馬労働局職業安定部職業対策課 (〒371-0854前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階 TEL027-210-5008)